



2026年5月8日
北伊勢上野信用金庫

手形・小切手帳の発行受付終了について

平素は北伊勢上野信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。表題の件につきまして、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として実施するものです。ご迷惑をおかけいたしますが、今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 受付終了日 2026年3月31日（火）
2. 当座勘定規定（一般用）の改定
 - (1) 改定日 2026年4月1日
 - (2) 新旧対照表

改定前	改定後
第1条～第6条（略） （手形、小切手の支払 <u>（追加）</u> ） 第7条 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 2～4（略） （手形・小切手用紙） 第8条 1～4（略） <u>5 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	第1条～第6条（略） （手形、小切手の支払 <u>等</u> ） 第7条 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 2～4（略） （手形・小切手用紙） 第8条 1～4（略） <u>（削除）</u>

改定前	改定後
<p><u>6</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>7</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(手数料等の引落し)</p> <p>第12条 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>(追加)</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>2 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p><u>(支払保証に代わる取扱い)</u></p> <p>第13条 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> <u>なお、自己宛小切手発行にあたっては、別にお知らせする手数料をいただきます。</u></p> <p>第14条～第32条 (略)</p>	<p><u>5</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>6</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(手数料等の引落し)</p> <p>第12条 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>2 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p><u>(支払保証)</u></p> <p>第13条 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p>第14条～第32条 (略)</p>

以 上